

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、協議会の所有する資産に民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる媒体(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 社協だより
- (2) 協議会ホームページ
- (3) その他会長が別に定めるもの

(掲載できない広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 協議会の広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 法令等(協議会の規程等を含む。)に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (6) 貸金業、投機的商品及び出資金に関するもの
- (7) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (8) 個人又は団体の主義主張に関するもの
- (9) 個人の宣伝に関するもの
- (10) その他会長が不相当と認めるもの

(広告の掲載順位)

第4条 広告掲載の順位は、次に掲げる順序とし、同一の順位の中で申し込みが募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 第1順位 公益法人及びそれに類するもの
- (2) 第2順位 市内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外のもの

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、会長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、社協だより及び協議会ホームページにより行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿を添えて、会長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 会長は、前条の規定による申し込みがあったときは、当該申し込みに係る広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て決定するものとする。

2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載に関する決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

（審査委員会）

第9条 審査委員会の委員は、管理職をもって充てる。

2 審査委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

3 審査委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させることができる。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、会長の指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載決定の取り消し）

第11条 会長は、広告主としてふさわしくないと認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第12条 既納の広告掲載料の還付については、会長が別に定める。

（広告掲載の辞退）

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を辞退しようとするときは、書面により会長に届け出なければならない。

（広告主の責務）

第14条 広告主は、広告の内容について、一切の責任を負わなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。